

音響信号機の設置に至るまでの歩行訓練士の取り組み事例

Orientation and mobility specialist approach to installation of acoustic traffic signal equipment

山下 紗輝

Saki Yamashita

(日本ライトハウス 養成部)

(The instructor course, Nippon Lighthouse)

要旨：

はじめに：平成 29 年 3 月末時点での全国の音響信号機設置率は 9.3% である。視覚障害者が信号のある交差点を利用する時、信号の判断が困難な場合には利用を避けなければならなかったり、環境面に働きかけて利用できるようにしなければならない。環境面に働きかけた結果、音響信号機の設置が実現した事例について報告する。

設置依頼の流れ：2014 年 4 月から 8 月の間に取り組みを行い、警察・住民・協力者の 3 者に働きかけた。

設置依頼の内容：交差点の調査後、警察に依頼し、要望書と同意書について説明を受けた。住民と協力者に働きかけ、2014 年 8 月 29 日に音響信号機設置の要望書が受理された。

結果と考察：2015 年 11 月に音響信号機が設置された。設置の実現には関係各所への働きかけが有効である。

おわりに：視覚障害者の移動の安全性を考える時には、歩行環境の整備も重要である。

キーワード：音響信号機、設置依頼、要望書と同意書、視覚障害者、警察

1. はじめに

音響信号機とは、視覚障害者用付加装置という信号機が青の時間帯に音を鳴らして横断歩行者に知らせるものである。警察庁（2017）の調査によると、平成 29 年 3 月末現在、全国の音響信号機設置率は 9.3%（信号機設置数 20 万 8061 基、音響信号機設置数 1 万 9500 基）である。

視覚障害者が信号のある交差点を横断する際、一般的には横断しようとする方向と平行に走行する車の発進音を頼りに横断を開始する。しかし、平行に走行する車がない場合や騒音、道路状況等により、発進音がないまたは発進音の間

き取りが困難な場合には、横断しようとする道路を走行する車の停止音で判断し、横断を開始する場合もある。芝田（2011）は「信号の利用は危険を伴うものであり、対象児・者の能力に応じて単独での信号の利用について慎重な検討が必要で、もし困難であると判断されれば単独での利用は避けなければならない」と指摘しているように、信号の判断ができない場合は、単独での利用を避けたり、環境面に働きかけたりしなくてはならない。対象児・者の能力に問題がなく、交通量や道路周辺の環境などが原因で信号の判断ができない場合には、音響信号機が有効であると考えられる。

歩行訓練を実施した時に、信号の利用が困難

であった交差点への音響信号機設置に向けて取り組みを行った内容について報告する。

2. 設置依頼の流れ

2014年4月15日から2014年8月29日の間に取り組みを行った。当事者と交差点横断の歩行の可能性を検討し、当事者の同意を得て、A県B市C駅付近のD交差点に音響信号機の設置に向けて関係各所に連絡をした。B市警察署、B市視覚障害者協会には電話にて連絡し、D交差点周辺の住民に対しては当事者に同行し管理人を訪ねた。

設置依頼のポイントは、警察、住民、協力者の3者への働きかけであった。

3. 設置依頼の内容

3.1. D交差点の調査

図1はD交差点の状況である。信号の判断が困難であったD交差点は、北側に道路がない丁字路の対面通行の交差点である。歩行訓練で利用した場所は、南北に横断するE横断歩道である。E横断歩道の上に鉄道高架橋があり音が反響する環境であった。また、西からの直進車と南からの右折車が、D交差点より東側にある信号の影響で渋滞し、D交差点内で頻繁に停車する道路状況であった。

E横断歩道の横断は、発進音の位置が遠いことや音の反響があり聞き取りが困難であること、D交差点内で渋滞が起こるため車の停止音での判断も困難であること等で信号の利用が困難であると判断した。音響信号機の設置を当事者と検討し、設置に向けて取り組みを開始した。

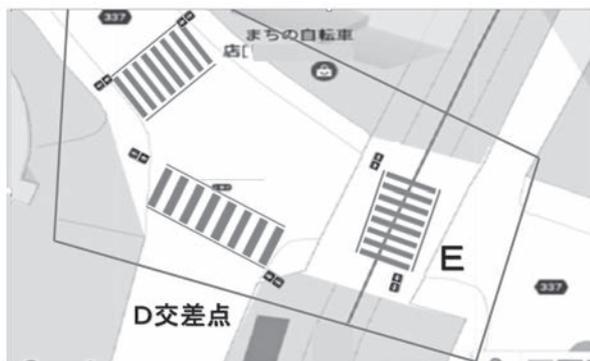


図1 D交差点

3.2. 警察へ設置依頼

3.2.1. 窓口：道路交通に関する依頼は、該当する道路を管轄する警察署の交通規制課が窓口となっている。

D交差点の場合は、B市警察署の交通規制課が窓口であった。

3.2.2. 警察署の設置までの動き：道路を管轄する警察署の交通規制課で、音響信号機設置の要望書と近隣住民の設置同意書を受取る。その後、管轄の警察署から県警本部へ要望書を提出する。毎年決まった時期に県警本部で、集まった要望の予算会議をしている。予算決定後、順次設置していく。

3.2.3. 警察署からの要求：警察署で要望を受付後、3.2.2.のような流れを経過するため、すぐに設置することはできない。また、設置後に苦情が出た場合は撤去することになるため、近隣住民の同意は必須である。住民の同意書を添えて、要望書を提出するように依頼された。

警察に依頼後、設置までの流れの説明を受け、近隣住民へ同意願いをした。B市警察署が要求した住民は、D交差点から至近距離にある2か所のマンションであった。

3.3. 住民へ同意願い

3.3.1. 理事会への議案依頼：当事者とaマンションの管理事務所を訪問し、D交差点の横断が困難なこと、音響信号機を設置したいこと、設置には住民の同意が必要なこと等を説明した。管理人から前向きな返答があり、bマンションの管理事務所にはaマンションの管理人が訪ね、理事会の日程を調整してくれた。2か所のマンションへ同意願い書を送り、理事会で話し合ってもらった。

3.3.2. 住民からの質問と回答：1回目の理事会では、同意願い書の内容では音響信号機に関する説明が不十分であり、質問事項が返ってきた。次のような質問に、信号機メーカーのカタログや警視庁公式ホームページ(2016)に掲載している資料を添えて文書にて回答した。

- 1) 音響信号機を設置したい場所はどこ? : 駅や建物などわかりやすいランドマークとともに交差点名を記載した。
- 2) 音響信号機って何? どのような音? 音量

平成 26 年 8 月 29 日

B市警察
署長 ○○様当事者
B市視覚障害者協会 会長
所属施設 所長・担当者

音響信号設置に際しての要望書・同意書

拝啓 残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当施設はB市の委託を受けて、視覚障害者生活訓練事業を実施しております。視覚障害者に歩行訓練を行った際、C駅前D交差点（鉄道高架下の交差点）につきまして、安全に横断することが難しい状況にありました。通常、視覚障害者が信号のある交差点の横断をする際、進行方向を走行する車の音を頼りに信号を判断しています。しかし、当交差点では、車の音を聞き取ることが難しく、信号の判断ができないため安全に横断することができませんでした。

当交差点の近隣にある、2か所のマンション関係者とお話をし、理事会で話し合っただけの結果、別紙のとおり音響信号設置に際しての承諾を得ることができました。

つきましては、当交差点へ下記いずれかの音響信号設置にご尽力を賜りますようお願い致します。

以下は、aおよびbマンションの音響信号設置に際してのご意見です。

・ aマンション

発信機付きの信号で、通行する際に音が鳴るものを設置して頂けると良い

・ bマンション

当交差点の東側にある交差点に設置済みの音響信号と同様のもの又は発信機付きの信号であれば良い

敬具

図2 要望書・同意書

は？：音は「ピヨ、ピヨピヨ」または「カッコー、カカッコー」が主流であり、音量調整が可能である。

- 3) 音が鳴る時間帯は？：交差点の利用者が多い時間帯で調整が可能である。一般的に、朝8時から夜8時の間に鳴るように設定している場合が多い。
- 4) 設置管轄は？市？警察？：設置は警察署が行なう。
- 5) 設置費用や予算は？：県警の1年間の予算の中で組み込まれる。

3.3.3. 住民の同意を得る：住民からの質問に回答後、2か所のマンションの同意が得られた。警察署へ提出する要望書・同意書を作成し、

同意書に証印をもらった。

3.4. 協力者への働きかけ

警察への設置依頼より前に、視覚障害者協会にも連絡をとり、設置に関する手立てがあるかを尋ねた。手立ては得られなかったが、設置に向けて協力をしてくれると了承を得た。

3.5. 警察署へ要望書を提出

要望書は、当事者・B市視覚障害者協会・所属施設長・担当者の連名で作成し、要望書本文に住民の意見を添え「要望書・同意書（図2）」として2014年8月29日に警察署へ提出した。要望書を提出した際に、警察署から次の意見が挙げられた。

- 1) 設置時期は他に要望依頼があるものと順番

に設置するため、今年度中に設置できるかはわからない。

- 2) 依頼場所が電車の高架下にあるため、音響信号機の音が電車の音にかき消される可能性がある。
- 3) 近隣の音響信号機と音が混ざらないかとの懸念がある。
- 4) 設置自体に問題のない場所のため時期はわからないが設置できそう。

4. 結果と考察

2015年11月にD交差点内のすべての横断歩道に音響信号機が設置した(図3)。警察への要望で強く希望をしたところはE横断歩道であったが、D交差点内の他の2つの横断歩道にも音響信号機が設置された。

音響信号機の設置依頼をする際には、設置までの流れや必要書類などを窓口である警察署に確認し、警察署からの要求を引き出すこと、それに応えるように関係各所に働きかけること、また、当事者団体などに協力を依頼すること、そして多くの方の要望として依頼することが実現につながる有効な手立てであると考えられる。

5. おわりに

視覚障害者が安全に目的地まで歩行するには、音響信号機や点字ブロック、エスコートゾーンなどの歩行環境の整備も重要である。今回の事例を通して、歩行訓練士が歩行環境にも目を向け、改善されるように関係各所に働きかけていくことも重要であると感じた。

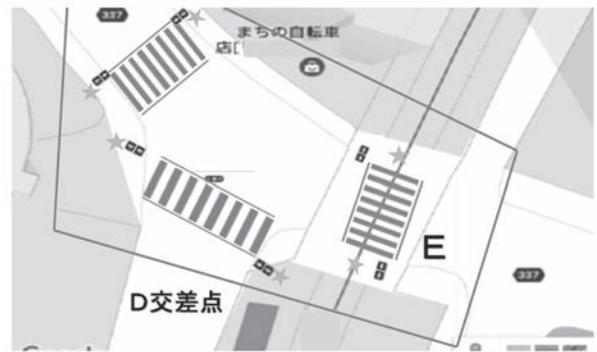


図3 音響信号機設置後のD交差点
(☆: 音響の位置)



写真1 D交差点に設置した音響信号機

文献

- 1) 芝田裕一(2011) 視覚障害児・者の歩行指導 特別支援教育からリハビリテーションまで. 北大路書房. 147-150.
- 2) 信号機のバリアフリー化について(2016). 警視庁公式ホームページ, <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/koreisha/accessibility.html>, (2017/12/15).
- 3) 都道府県別交通信号機等ストック数(2017). 警察庁Webサイト, <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/annzen-shisetu/hyoushiki-shingouki/pdf/H28kazu.pdf>, (2017/12/15).
- 4) 音響信号機に関するQ & A(2017). 警察庁Webサイト, <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/annzen-shisetu/hyoushiki-shingouki/onkyou.html>, (2017/12/15).